新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和2年6月12日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則(昭和44年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を																			
_		Ę	<u> </u>		正		後					Ī	<u> </u>		正		前		
5	表									別	表								
	署名	名	称	位	置	所	管	区	域		署名	名	称	位	置	所	管	区	域
	(略)	1									(略)								
	十日	十日	日町	(略	各)	十日	町市の	うち5	番地		十日	十日	目町	(∄	各)	十日	町市の	うち5	番地
	町警	駅前	前交			から	1303番	地2、	子、		町警	駅前	前交			から	1303番	地2、	子、
	察署	番				丑、	寅(甲	、乙)、	卯、		察署	番				丑、	寅(甲	、乙)、	卯、
						辰	(甲、乙)、巳 (甲、							辰(甲、乙)、巳 (甲、
						乙).	、午、未	(甲、	乙)、							乙)、	午、未	(甲、	乙)、
						申甲	西(国	₹、乙)	、戌、							申甲	、酉(月	甲、乙)	、戌、
						亥	(甲、乙)、甲、	乙、							亥 (甲、乙)、甲、	乙、
						丙、	丁、戊	、己、	庚、							丙、	丁、戊	、己、	庚、
						住吉	i町、下	川原町	、南							住吉	町、下	川原町	、南
						新田	町1 ・	2 · 3 -	广目、							新田	町1・	2 · 3 -	「目、
						河内	可、千	歳町1	• 2							河内	町、千	歳町1	• 2
						• 3	丁目、	寿町1	• 2							• 3	丁目、	寿町1	• 2
							• 4丁										• 4丁		
							·町1 ·										町1・		
							丁目、										丁目、		
							· 2丁										• 2丁		
							2 · 3									l	2 · 3		
							i 1 · 2										1 • 2		
							可東1										町東1		
							可、新										町、新		
							(蕨平、										蕨平、		
							を除く										を除く		
							1、四日門										、四月間		
							を除く									l	を除く		
							3 (乙、										(乙、		
							北新田										北新田		
							1、高山										、高山		
							1 甲、										(甲、7		
							己、庚										己、庚		
							村山新										村山新!	_	
							了、春日 (工転放										<u>沢</u> 、泉		
							(五軒新										、中条		
							町1・		-								田、入		
							」町、稲										<u>(伊達</u>		
						• 3	丁目、	稲荷町	3 1							町1	• 2 •	3 1 目	、丸

千代田町、本町1丁目 3丁目、稲荷町 上、本町西1丁目、袋町車、袋町中、袋町車、袋町中、袋町 2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口極口町、水野町、若宮町、西本町2・3・7目、西本町2・3・7目、西本町2・3・7目、西本町2・3・7目、西本町、大井町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、地町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町本通り、西浦町西、稲荷町五、田町町西、田川町1・2丁目、川原町 1ま、田中町東 西浦町西、稲荷町 西浦町西、稲荷町 西浦町西、稲荷町 西浦町西、稲石町西、田川町1・2・3丁目、学校町1・2丁目、川原町	丁「袋」は14、 申野丁七型、売しな丁交丁日町21目5下町町2軒、旭3田り・1日袋、・丁、丁町、、3、駅、丁中、2・					
(略) 2丁目、川原町 (略)	1					
土市駐 (略) 十日町市のうち馬場(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸)、新宮(甲、乙)、姿、安養寺、伊達(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、大黒沢、小黒沢 (略) (略) 十日町市のうた馬場(甲、乙、丙、己、庚、辛、壬、癸)、新宮(甲、乙)、姿、安養寺、伊達(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、大黒沢、小黒沢 (略)	丁、戊、 E、癸)、 姿、安 甲、乙、 是、庚、					
(略)						

附則

この規則は、公布の日から施行する。